

第 4014 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行 リーダスクラブFAXニュース (2010年)平成22年 6月 9日 水曜日
----------------	--	--

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

↳ 適格 DES

Q：会社に対する貸付金などを株式（資本金）に振り替える場合、一定の場合には課税関係が生じないそうですが、どんな場合なのでしょうか？

A：次の3つの場合です。

【解説】

ご質問の取引は、デット・エクイティ・スワップ (DES) と呼ばれるもので、一般的には、業務不振となった会社の再建手法として利用されているものです。

この取引にかかる税務上の取扱いは、原則的には債権を時価により譲渡したものとして取り扱われますが、適格DESの場合には課税がされないこととされています。

適格DESとは、次に該当するものです。

- ① 100%グループ内の現物出資
一方の法人が他方の法人の発行済株式の全部を直接又は間接に保有する関係がある場合の現物出資で、出資後にその完全支配関係が継続すると見込まれるもの
- ② 50%超グループ内の現物出資
一方の法人が他方の法人の発行済株式の全部を直接又は間接に保有する関係がある場合の現物出資で、出資後も支配関係が見込まれ、かつ現物出資事業に主要な資産等や従業員が引き継がれることその他一定の要件を満たすもの
- ③ 共同事業を行うための現物出資
現物出資法人と被現物出資法人とが共同で事業を行うための現物出資で一定の要件を満たすもの

